

公 示 送 達 書

岡料第 4377 号
令和 8 年 7 月 24 日

下記の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため
送達できないので、公示送達をします。

なお、当該書類は当市財政局税務部料金課に保管しており、受領権限
を有する者にいつでも交付します。

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

送 達 を 受 け る 者	住（居）所	【シンガポール】シンガポール
	氏 名	椎原 桃子

（ 注 意 ）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなされます。